

2 - 5 財団法人青い森みらい創造財団

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理事長	福永 憲二	県所管部課名	文化観光部 国際課 教育庁 生涯学習課 教育庁 スポーツ健康課
設立年月日	平成3年4月1日	基本財産	15,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額
	青森県		15,000千円
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	21名	3名
	監事	2名	名
	職員	84名	43名
備考	県派遣1名		
業務内容	県営体育施設(新青森県総合運動公園、青森県総合運動公園、県営スケート場及び青森県武道館)及び県立三沢航空科学館の管理運営事業並びに国際交流事業		
経営状況 (平成16年度)	当期収入 1,598,442千円	(その他参考)	
	当期支出 1,596,606千円	県からの補助金	454,154千円
	(うち事業費 1,464,670千円)	県からの受託料	1,005,773千円
	当期収支差額 1,836千円		

(2) 沿革

当法人は、県営体育施設(県総合運動公園、県営体育館及び県営スケート場)の管理運営を一元化し、効率的活用を図るとともに、スポーツ振興のための各種事業を幅広く効果的に推進することを目的に平成3年4月に「財団法人青森県スポーツ振興事業団」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青森県国際交流協会と統合し、文化的交流やスポーツ振興を通して豊かな県民生活の向上に寄与することを目的とすることとなり、名称を「財団法人青い森みらい創造財団」に変更した。

また、平成15年4月からは新県総合運動公園の、平成15年6月からは県立三沢航空科学館の管理運営を併せて行ってきた。

平成18年4月からは、当法人が管理運営を行ってきた県有施設について当法人以外の事業者を指定管理者とし、スポーツ振興事業についても分離させることに伴い、当法人は、国際交流事業のみを行うことになる。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

明るく活力ある地域社会につながる県民総スポーツの実現と県民の国際友好親善・国際理解の促進を図る国際交流・国際協力活動の推進に向け、また、本県にかかわりのある航空機や航空の歴史などを通して21世紀を担う青少年の科学する心を育むため、スポーツ振興、国際交流及び航空・科学に関する事業並びに県有施設の効率的な管理運営を行い、県民一人ひとりの未来にわたる豊かな文化的生活の向上に寄与している。

平成18年4月から当法人が管理運営を行ってきた県有施設について指定管理者制度が導入されること等に伴い、当法人には国際交流事業のみが残ることから、青森県行政改革大綱においては、「県有体育施設及び県立三沢航空科学館への指定管理者制度の導入を踏まえ、その役割と業務運営体制の見直し（廃止を含む。）を行います。」と記載されている。

これについて、所管課からは「当法人は、総務省の認定に係る地域国際化協会としての役割を有していることから、廃止することはできない。今後は、国際交流に係るボランティア団体等をつなぐ「ネットワークの核」としての役割を担っていきたい。」との説明があった。

当委員会においても、地域国際化協会としての役割、「ネットワークの核」としての役割は認めるが、問題は、国際交流事業を実施するための業務運営体制にある。

所管課からは、組織体制については、事務局は事業の実施に必要な最小限の人員とし、県派遣職員は順次引き揚げる、事業内容については、国際理解教育セミナーなど5事業を廃止し、多文化共生ネットワーク事業を新設するほか、新たにJICAから青年招へい事業を受託する、経営の自立・独立化については、当面、当期収支の均衡を目指し、資産運用の見直しによる利息収入の増収及び取組強化による賛助会費収入の増収を図るとともに、民間団体・ボランティア活用などによる事業費の圧縮及び効率化・合理化による管理運営費の節減を図る、といった説明があった。

また、当委員会が検討を求めた「他の団体との統合」については、事業の再編成・リストラを伴うような統合の相手先が現時点では見当たらないとして、否定的な意見であった。

確かに、事業の再編成・リストラを伴う統合ができれば最も望ましいことは認めるが、当委員会は、国際交流事業の事業費約33百万円の法人が恒常的に県からの補助金等の援助を受けることなく、運営が適正になされるかどうかを危惧しているのである。

当委員会としては、当法人の地域国際化協会としての役割、「ネットワークの核」としての役割は認めつつも、業務運営体制については、他の団体と統合することが適当であると判断する。

イ 経営状況

平成16年度の当期収支及び当期正味財産増減額は、共に黒字となっており、決算書類上は経営状況に問題はないように見えるが、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは「（経営評価シートにおいて、）財務評価については、『A』評価になっているが、収支は県との委託契約等により均衡する仕組みであり一概に経営状態・経営効率等を良好であると判断することはできない。本法人は、県からの補助金及び管理受託収入が大半を占めており、平成18年度から指定管理者制度が導入されて民間との競争にさらされることになれば、現時点で『A』評価ではあるものの、指定されるためにはこの評価に甘えることなく、引き続き経営努力が必要であろう。」との指摘があった。

これについて、当法人からは「今年度は、大幅な人員削減を伴う組織の簡素・軽減化、青森市内のスポーツ施設の一元管理、航空科学館ミュージアムショップ運営の民間委託などを実施し、効率的な経営に努めている。」との回答があったので、評価したい。

また、指定管理者制度の導入については、「これまで同様に管理受託施設の管理運営及びスポーツ振興関係事業等を実施していくと同時に、これらの県民サービスを、今後県において決定される指定管理者などに円滑に承継していくため、これらの諸事務に努力を傾注している」との回答があったので、平成18年4月からこれまで当法人が管理運営を行っていた県有施設が円滑に指定管理者制度に移行できるよう、当法人に対しては、適切な業務がなされることを期待したい。

ウ 業務執行状況

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「国際交流事業において、民間で実施できるものは民間に移すように一層努力してほしい。」との提言があった。

平成18年度からの事業内容については、所管課から「国際理解教育セミナーなど5事業を廃止する」との説明があった。今後も、事業の見直しを行った上で、民間で実施できるものは民間に移すように努力して欲しい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと」との提言があった。

これについては、当法人から「昨年度中に内部監査制度を整備し、本年4月に施行しており、今年度から内部検査を実施することとしている。」との回答があったので、適切に実施して欲しい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が地域国際化協会としての役割、ボランティア団体等をつなぐ「ネットワークの核」としての役割を適切に果たすことができるよう、次のとおり提言する。

ア 他の団体との統合

平成18年度以降、当法人の役割は、国際交流事業だけとなるが、当法人の国際交流事業の事業規模からすると、県から人的・財政的支援を受けることなく、自立的な業務運営を行うことが可能かどうか危惧されることから、他の団体との統合を検討すること。

イ 国際交流事業の抜本の見直し

他の団体との統合の前提として抜本的な国際交流事業の見直しが必要であるとする。民間団体でも実施可能な事業はないか、県民ニーズに整合しているか、及び費用対効果等の観点より、この機会を好機と捉えてさらに実施事業の精査を行うこと。

最後に、平成18年4月からこれまで当法人が管理運営を行っていた県有施設が円滑に指定管理者に引き継がれ、県民サービスに支障がでないよう、最後まで適切な業務がなされることを望む。

